

「沖縄県国民健康保険運営方針(第2期)(素案)」について

1. 7月開催の第1回国保運営協議会以降の変更箇所について

(1) 図表データ等の修正 ※変更後の図表データでパブリックコメント等を実施

ア【第3章】図3-2、3-3、3-4

イ【第4章】図4-1、図4-2

ウ【第5章】図5-1、図5-2、P45(口座振替の全国平均値)

エ【第6章】P64(日本年金機構との契約数)

2. パブリックコメント等の実施状況について

(1) パブリックコメント(県民意見公募)の実施

ア 期間: 令和2年9月24日(木)~令和2年10月23日(金)

イ 意見提出: 0件

(2) 市町村法定意見聴取 (2ページ参照)

ア 期間: 令和2年9月30日(木)~令和2年10月16日(金)

イ 意見提出: 2件(南風原町) ※自由意見 2件(南風原町、糸満市)

(3) 県庁内関係機関への意見聴取 (4ページ参照)

ア 期間: 令和2年9月30日(木)~令和2年10月16日(金)

イ 意見提出: 2件

沖縄県国民健康保険運営方針(第2期)(素案)に対する国保法第82条の2第6項に基づく市町村意見聴取 意見に対する県の考え方について

※意見区分について

- A 要請:国民健康保険法、国のガイドライン等に照らして修正の必要があるもので、これに対応しない場合は再度調整を要するもの
- B 提案:県の計画、各市町村保険者、関係機関の実情との整合等を踏まえた提案として示すもので、運営方針に盛り込むかどうかも含め再検討されることを期待するもの
- C 質問、参考:質問、文言整理、数値の誤り等参考に供するもの

【自由意見欄】 その他意見等がある場合は、記述してください。
 (注)意見等を記載するのに「行」が足りない場合は、適宜追加してください。

- ①原文のとおり(修正なし)
- ②意見等を踏まえ修正
- ③その他

No	頁	修正箇所	意見等			意見提出市町村名	県の考え方(意見処理方針案)		備考
			修正内容	修正理由	意見区分		対応	修正内容・理由等	
1	34	18,19行目 将来的な保険料(税)水準の統一については、令和6年度からすることとし、令和6年度からの実施を目指すものとする。	将来的な保険料(税)水準の統一については、令和6年度からすることとし、その間に段階的な取り組みを実施しながら、今後さらに協議を積み重ねていく。	現行の運営方針でも同様の内容を記載しているが、統一に向けた動きがない。令和6年度統一を目指すのであれば、段階的に進めていくべきである。	B:提案	南風原町	①原文のとおり(修正なし)	保険料(税)水準の統一について、県と全ての市町村で、理念の共有が図ることが重要であるため、理念の共有が図られた後に、段階的な取組を実施することとし、原文のとおりとする。	
2	39	10,11,12行目 市町村ごとの医療費水準を…を検討する。	将来的な保険税率の統一を見据え、令和3年度に α の係数を「 $\alpha = 0.5$ 」とする。令和6年度に「 $\alpha = 0$ とする。」を目指していく。	現行の運営方針でも同様の内容を記載しているが、動きがない。令和6年度の保険税率の統一を実施するために、段階的に取り組んでいく必要がある。	B:提案	南風原町	①原文のとおり(修正なし)	保険料(税)水準の統一について、県と全ての市町村で、理念の共有が図ることが重要であるため、理念の共有が図られた後に、医療費水準反映係数 α の値の見直しも含め、段階的な取組を実施することとし、原文のとおりとする。	
3									

沖縄県国民健康保険運営方針(第2期)(素案)に対する国保法第82条の2第6項に基づく市町村意見聴取 自由意見

自由意見		意見提出市町村名
1	<p>①沖縄県国保運営方針(素案)34,35ページに、将来的な保険料(税)水準の統一については、令和6年度からの実施を目指すものとする、とあります。本県と同様に、将来の保険料水準の統一を令和6年度までと計画している4道県(奈良県、沖縄県、北海道、広島県)のうち3道県では、令和2年度の医療費指数反映係数αの値を$\alpha=0$(奈良県、広島県)、$\alpha=0.5$(北海道)と設定しています。佐賀県では令和9年度に保険料の統一を目指していますが、令和3年度からは$\alpha=0.7$とする動きがあります。令和元年12月における調査では、8道府県で医療費指数反映係数αの値を$\alpha=1$から下げています。沖縄県も令和6年度に向けた取り組みとして、次期運営方針からαの値を(例えば$\alpha=0.5$とする)段階的に下げるよう意見します。</p> <p>②沖縄県が令和6年度からの保険料(税)水準の統一を行う過程においては、国のガイドラインに記された『県は、県内の市町村との間で、保険料水準の統一に向けた議論を深めることが重要…』を实践され、今後も市町村の意見を聴取することを通して、被保険者の急激な負担増を招くことがないように取り組まれるよう意見します。</p> <p>③保険料(税)水準の統一に向けた沖縄県の取り組み状況をみると、首長への説明会・勉強会が少ないと思われ、41団体での理念の共有が図られていない。令和6年度からの将来的な保険料(税)水準の統一を図るため、沖縄県には強いリーダーシップを発揮され、41団体で理念の共有が一日でも早く図れるよう強く要望します。</p> <p>④沖縄県国民健康保険財政の赤字要因は、構造的な問題(国保被保険者に占める前期高齢者加入割合が全国平均と大きな乖離があること、被保険者の平均所得が最下位クラスにあること、20歳未満の被保険者が占める割合が最上位クラスにあること等)にあると考えるため、市町村が行う決算補てんを目的とする法定外繰入等は、解消されない状態が続いている。とくに沖縄県に交付される前期高齢者交付金は、類似団体と比較して相当低く交付され続けており、沖縄県国民健康保険財政の収支の不均衡を招いていると考える。この低く交付されている分の差額は、保険者の努力でまかなえる範囲を超えたものとする。他都道府県で図られる財政調整機能が、沖縄県特有の構造的な環境下では、十分に財政調整機能が図られていないものとするため、財政運営の責任主体である沖縄県も沖縄県国保特別会計へ財政的な支援を行うよう意見します。</p>	南風原町
2	<p>国保事業費納付金の算定においては、市町村ごとの医療費水準をすべて反映する算定方法となっております。本県の入院費の疾病別寄与度をみると「精神および行動の障害」の値が最も高く、同疾病による医療病床数の多寡が市町村医療費へ与える影響は大きいものと推測され、各市町村間の医療病床数の差異が年齢調整後の医療費指数を押し上げる一つの要因ではないかと思われます。</p> <p>国のガイドラインでは、納付金及び標準保険料の算定方法について、市町村が抱える構造的な課題に対し負担の公平化をすすめる市町村の意見を十分踏まえつつ保険料(税)の統一を目指すこととされております。</p> <p>以上のことから、国保事業費納付金の医療費水準の反映に使われる医療費指数について、医療費水準の近い市町村ごといくつかのグループに分け、同じグループの市町村には同じ医療費指数を使うなど、医療病床数の多寡によらない算定方法の検討をお願いします。</p>	糸満市

沖縄県国民健康保険運営方針(第2期)(素案)に対する**庁内意見聴取** 意見に対する国民健康保険課の考え方について

※意見区分について

- A 要請:国民健康保険法、国のガイドライン等に照らして修正の必要があるもので、これに対応しない場合は再度調整を要するもの
- B 提案:県の計画、各市町村保険者、関係機関の実情との整合等を踏まえた提案として示すもので、運営方針に盛り込むかどうかも含め再検討されることを期待するもの
- C 質問、参考:質問、文言整理、数値の誤り等参考に供するもの

【自由意見欄】 その他意見等がある場合は、記述してください。
 (注)意見等を記載するのに「行」が足りない場合は、適宜追加してください。

- ①原文のとおり(修正なし)
- ②意見等を踏まえ修正
- ③その他

No	頁	修正箇所	意見等			意見提出所属	国保課の考え方 (意見処理方針案)		備考
			修正内容	修正理由	意見区分		対応	修正内容・理由等	
1	5	資料2 P5 下行	農林農林水産業	表記ミスだと思われます		農林水産総務課	②意見等を踏まえ修正	指摘とおり修正	
2	80	平成29年度は、8市町村(那覇市、浦添市、東村、粟国長、北大東村、伊平屋村、伊是名村)の実施に留まっております	記載されている市町村名を削除する →平成29年度は、8市町村の実施に留まっております	他の部分は市町村数のみの記載になっており、市町村名まで明記しなくていいと思う。	C: 質問・参考	健康長寿課	②意見等を踏まえ修正	指摘とおり修正	
3									